

令和2年10月1日

監理技術者の兼任の取扱いについて

令和2年（2020年）10月1日から建設業法第26条第3項ただし書きの規定により、監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置することによって監理技術者が兼任できることとなりますが、当面の間、次の(1)から(4)の兼任基準を全て満たす場合において、監理技術者を兼任できるものとします。

兼任基準

- (1) 兼任しようとする工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 密接な関係のある工事であること。
- (3) 工事現場の相互の間隔が、10km程度の近接した場所であること。
- (4) 兼任しようとする工事の数が2件であること。

※監理技術者補佐とは、1級技士補以上の資格を有する者であり、監理技術者の職務を補佐する者。

（1級技士補：令和3年4月1日に施行となる、建設業法第27条（技術検定）に規定の第1次検定に合格した者。）

【お問い合わせ先】

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

電話番号：0133-64-6661